

○かすみがうら市鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第25号

(趣旨)

第1条 市長は、鳥獣による農作物への被害を防止するために農業を営む者が行う対策に要する経費の一部について、その経営の安定を図ることを目的として予算の範囲で補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、かすみがうら市補助金等交付規則（平成17年かすみがうら市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(対象事業)

第2条 この告示において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、有害鳥獣被害防止対策として、市内外の農地に被害防止柵を設置するものとする。

(補助対象者)

第3条 この告示による補助金の交付を受けられる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 農業を営む者であって、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 自己が所有し、又は借り受けている土地に被害防止柵を設置する者
- (3) 設置しようとする柵に囲われた土地の面積（1筆又は隣接する筆の合計面積をいう。）が、500平方メートル以上である者
- (4) 世帯員の全員がかすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）第3条第1号から第3号までに規定する市税を滞納していない者
- (5) 第8条の規定により交付の決定を受けた日が属する年度内に補助事業を完了させることができる者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、鳥獣による農作物への被害を防止するために次に掲げる被害防止柵の資材の購入に要する経費（被害防止柵の設置に要する工事費等の費用は除く。）とする。

- (1) 電気柵
- (2) ワイヤーマッシュ柵（パネル状）
- (3) ネット柵
- (4) 金網柵（ロール状）
- (5) その他市長が適当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する対象経費に3分の2を乗じて得た額（算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の全部を切り捨てた額）とする。ただし、6万円を限度とする。

(補助金の制限)

第6条 この告示による補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯につき同一年度内に1回限りとする。

2 この告示による補助金の交付を受けようとする者が、当該補助金の交付の対象となる経費について国、県その他の団体からの補助金等の交付を受けているときは、この告示による補助金を交付しない。

(交付の申請)

第7条 この告示による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付申請に関する承諾書（様式第2号）を市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

補助金の交付の可否を決定し、その結果を鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

（変更承認の申請等）

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該通知に係る補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、速やかに鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（法令の遵守等）

第10条 補助事業者は、被害防止柵を設置するときは、安全確保のために必要な策を講じるとともに、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金確

定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定による補助金額の確定の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 自らの責めに帰すべき事由により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4） 同一の事業について、他の補助事業等により同様の補助を受けているとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が、補助金を交付することが不適當と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、かすみがうら市鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

| | |
|--------|--|
| 設置所在地 | |
| 設置箇所面積 | m ² （500m ² 以上） |
| 経費所要総額 | 円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 添付書類 | 1 見積書の写し 2 設置箇所の図面 3 農家基本台帳の写し 4 鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付申請に関する承諾書（様式第2号） |

様式第2号（第7条関係）

鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付申請に関する承諾書

かすみがうら市鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金の交付を申請するにあたり、市担当者が、住所地及び世帯全員の市税の納付状況を確認することについて承諾します。なお、この件に関して、世帯全員から承諾を得ていることを申し添えます。

| 該当税目 | ①市民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 |
|----------------|--------------------|
| 年 月 日 | |
| (あて先) かすみがうら市長 | |
| 申請者 | |
| 住所 | |
| 氏名 | 印 |

| 以下 市担当者使用欄 | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 申請者が市に住所を有する者であることを確認しました。 | 年 月 日 所属 _____ 職・氏名 _____ |
| 申請者の世帯全員に市税の滞納がないことを確認しました。 | 年 月 日 所属 _____ 職・氏名 _____ |

様式第3号（第8条関係）

鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付について次のとおり決定したので、かすみがうら市鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

(内訳) 経費所要総額 円×2/3= 円 (千円未満切捨て)

2 交付条件

- (1) 補助事業者は、被害防止柵を設置するときは、安全確保のために必要な策を講じるとともに、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 上記事項に変更が生じた場合は、速やかに鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書（様式第4号）を関係書類とともに提出すること。
- (3) 補助対象の工事が完了したときは、速やかに鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金実績報告書（様式第6号）を関係書類とともに提出すること。
- (4) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしないこと。
- (5) 次に掲げる場合においては、補助金の交付を取り消すとともに既に交付をした補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 自らの責めに帰すべき事由により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - エ 同一の事業について、他の補助事業等により同様の補助を受けているとき。
 - オ 前各号に掲げるもののほか、市長が、補助金を交付することが不相当と認めるとき。

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

(あて先) かすみがうら市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、かすみがうら市鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更内容

| | | |
|--------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 設置所在地 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 設置箇所面積 | 変更前 | m ² (500m ² 以上) |
| | 変更後 | m ² (500m ² 以上) |
| 経費所要総額 | 変更前 | 円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| | 変更後 | 円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 添付書類 | 1 変更後の見積書の写し 2 変更内容を明らかにする図面 | |

2 変更理由

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長

印

鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日付で申請のあった補助事業の変更(中止・廃止)について、次のとおり決定したので、かすみがうら市鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付要綱第9第2項の規定により通知します。

1 変更承認の可否

可 ・ 否 (否とした理由)

2 補助金交付変更決定額

変更前 円

(内訳) 経費所要総額 円×2/3= 円 (千円未満切捨て)

変更後 円

(内訳) 経費所要総額 円×2/3= 円 (千円未満切捨て)

3 その他の条件等

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金に係る補助事業が完了したので、かすみがうら市鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 設置所在地 | |
| 設置箇所面積 | m ² |
| 交付決定額 | 円 |
| 補助対象経費精算額 | 円 |
| 添付書類 | 1 領収書の写し 2 被害防止柵の設置状況を明らかにする写真 |

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長

印

鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した

年度鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金については、下記のとおり確定したのでかすみがうら市鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住 所
氏 名 印

鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付確定された
年度鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金について、かすみがうら市
鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり
請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 補助金の振込み先

| | |
|-----------|---------|
| 金融機関名・支店名 | |
| 種別 | 普通 ・ 当座 |
| 口座番号 | |
| フリガナ | |
| 口座名義人 | |

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)